

栃木市こども計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果

1 実施期間

令和7年1月27日（月）から同年2月26日（水）まで

2 閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・子育て総務課（本庁舎2階）
- ・各総合支所地域づくり推進課
- ・各公民館（大宮・皆川・吹上・寺尾・国府）
- ・市政情報センター（本庁舎4階）

3 寄せられた意見及びその回答

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
【第2章こども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題 6各種調査結果からみた市の状況（3）令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査「好きなことをして前向きにすごせる場所（前向きになれる場所、自分を好きになれる場所）」になっているか】			
1	プレーパークは、プレーリーダーが見守る中でこどもの心身の成長に欠かすことのできない「自分で考え自分の責任で遊ぶ」経験ができる数少ない場であるが、小学生だけで小学校区外へ行くことの禁止や、家庭の事情により参加できないこどもたちもいるので、柔軟な対応をお願いします。 また、幼いころから遊びを見守ってくれたプレーリーダーになら相談できるという例を見てきたので、プレーパークへボランティア体験をする中学生がいて、プレーパーク側は中学生に認知してもらうきっかけになり、中学生には異年齢交流など様々な経験が積めるので是非推進していただきたいと思います。	こどもにとって、遊びや体験活動は、健やかな成長の原点と考えており、本計画においては、第4章基本目標10のこども・子育てにやさしいまちづくりの中で、既存の子育て支援施設の機能強化や環境改善に関する施策を盛り込んでおり、子育て相談室や遊びの広場などの整備など子育て関連施設の環境改善に向けた取組を官民連携により進めてまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第2章こども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題 7今後の課題（1）こども・若者の権利の尊重と「こどもまんなか社会」の実現】			
2-1	～「こどもの権利」を大切に守っていくような意識や文化を育てることが重要です。～こどもたち自身の意見を反映させる措置を講じていく必要～ に対する施策として、P104の意識の啓発では具体的な取組はWEBやSNSを活用とあるのみです。 「こども基本法」や「子どもの権利条約」の理解促進のため広報やWEBなどを使って広く市民へ周知するとともに、教育の現場ではこどもの権利について学ぶ機会を設けてはいかがでしょうか。	WEBやSNSを活用した啓発・周知のほか、具体的な取組として、「こども・若者の意見の反映」や「ヤングケアラーに関する相談支援」を本計画案に加えました。 また、栃木市人権施策推進プランに基づき、男女、こども、高齢者、障がい者、部落差別、外国人、インターネットによる人権問題等、各人権課題の解消に向け、啓発をまいります。 さらに、学校では、毎年、保護者向けに人権教育啓発資料を配布し、家庭の中で、こどもの人権について考える機会を確保しています。教育現場においても、小学校では社会科、中学校では社会科（公民分野）や技術・家庭科（家庭分野）を中心に、こどもの権利について学習する機会を確保しています。 なお、「こども基本法」、「子どもの権利条約」の周知のため、本計画の参考資料にそれぞれの条文のリンク先をQRコードにして掲載するとともに、こどもの権利に関するホームページを作成し、リンク先を掲載することといたしました。	「こどもの権利」について教育の現場で学ぶ機会ですが、既に実施しており、本計画案に加えることといたしました。

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
2-2	また、「子どもたち自身の意見を反映させる措置」とは、どのようなものなのでしょうか。今後子どもたちに意見を聴く機会があるのでしょうか。アンケートや対面による意見聴取の継続とともに、意見聴取の場としてのこどもとの関わりのある民間団体を含む「こども会議の開催」や子育て当事者を支援する各団体との協議、連携のための「官民協働の場の設置」を提案します。	第4章基本目標8に示していますが、子どもたちから提案された意見を施策に反映し、どのように反映されたかをフィードバックし、広く社会に発信することを意見の反映措置と考えています。 子どもから意見を聴く方法としては、日常的にこどもが利用している児童館をはじめとする子育て支援施設において直接意見を聴くほか、広く意見を聴くためにこどもや子育てを支援する団体との協議・連携も有効と考えております。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
2-3	その他、「こども参画の推進」として、子どもたちが児童館や図書館等の運営に参画し、意見を反映した事業の推進をしてはどうでしょうか。	児童館では、毎年、夏休み期間に利用者アンケートを実施しております。このアンケートについては今後も継続していくこととしておりますので、施設を利用したこどもや保護者からの意見を可能な限り児童館運営に反映し、児童館事業の充実を図ってまいります。 また、図書館6館では、こどもを含めた市民の皆様から館内又はインターネットにより図書館資料のリクエストを受けているほか、移動図書館車が配本している小中学校においては、展示時間を利用して子どもたちの希望や意見をいただいております。他にも子どもたちに館内での本の書評や壁面装飾の作成などの図書館づくりにご参加いただいております。今後も子どもたちと協力しながら、こどもの意見も反映させた図書館活動を行ってまいります。 更に、生涯学習の事業である「サイエンススクール」では、終了時アンケートにより、子どもたちの意見をいただき、次回の講座作りの参考とさせていただきます。 こうした取組を通じ、引き続き、こどもの社会参画の機会の創出を推進いたします。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第2章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題 7 今後の課題 (9) 子ども・若者の居場所づくりの推進】			
3	神奈川県「川崎市子ども夢パーク」が公設民営の施設として参考になるかと思うので、取組例として確認を願います。	同パークは、こどもが、遊びを通して多くのことを学べる施設と考えますので、今後のこども施策の検討の際の参考にさせていただきます。	—
【第3章 計画の基本的な考え方 ★コラム〈栃木市ならではのこどもまんなか社会〉★】			
4	「こどもや若者の声にしっかり耳が傾けられ、すべてのこども・若者が幸せに暮らす、人生を楽しむことのできるまち」という言葉が素敵だなと感じました。その想いを大切に、より多くのこどもや若者が「自分の声が届いている」「大切にされている」と実感できるような取組が広がっていくことを期待しています。	いただいたご意見を十分に踏まえ、各種事業を進めてまいります。	—

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
【第3章 計画の基本的な考え方 2 基本目標】			
5	1の計画の目標像に対し、2の基本目標に関して、こども大綱における「こども施策に関する基本的な6つの柱」の第1番目に「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」とあるのに、第5番目にある「結婚・子育ての希望の実現」が、本市の「こども計画」において、で「こども・若者たちの権利の尊重」より上にあることに違和感があります。 図表ですが、まず〈全てのライフステージに共通する施策〉があって、それをベースに切れ目ない施策があるという順で〈ライフステージごとの施策の柱〉がくるのでないのでしょうか。	こどもが誕生し、成長して大人となり、やがて親になるという人生のサイクルを基本目標として設定しております。 そのため、全てのライフステージに通じるものの前にライフステージごとに必要とされる施策を配置しておりますが、基本目標の順番が優先順位を表すものではなく、こども・若者の権利の尊重が重要であり優先されることに変わりないと考えております。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第3章 計画の基本的な考え方 3 計画の基本的視点 ③「社会全体」で支える】			
6	説明文に、「子育ての第一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行や世帯の小規模化などにより、家庭のみで子育てを行うことが困難になっていることを踏まえて、・・・」とあります。子育ては、家庭のみで行う／行えるものではないので、小学校区に一区を理想として、伝統行事の練習や駄菓子屋など、(こどもの居場所)として関係性を築ける場づくりへの推進・支援を提案します。	こどもの居場所については、基本目標10において、文化・芸術に触れることのできる場所をはじめとするこども・若者が「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思う居場所づくりを進める旨を記載しております。 いただいたご提案につきましては、地域におけるこどもの居場所づくりに関する取組の検討の際の参考とさせていただきます。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第3章 計画の基本的な考え方 5 施策の体系】			
7	基本目標4の「学童期・思春期の保健対策の推進」には、ほぼ保健対策しかないのですが、「第4章施策の展開」における心身の「心」の対策は、どうなっているのでしょうか。 学童期・思春期にこどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生、居場所づくり、校則の見直し、不登校のこどもの支援などの取組を入れてほしい。 併せて「コミュニティースクール」の更なる進化・推進、そのための人材育成と手当の確保を求めます。	基本目標4では、学童期・思春期の著しい成長期における体や心の健康対策に関する取組を位置づけております。 学校では「心の教育」として、特別の教科「道徳」を要とし、心の対策を学校教育活動全体で行っております。また、児童生徒を指導・支援する教職員の資質向上を図るため、道徳の研修会をはじめ、各種研修会を実施するとともに、人権教育実践研究校を指定し、そこでの研究成果を普及しております。 なお、心の相談については、学童期・思春期を問わず、相談内容に応じた対策を講じるとしており、こども・若者の居場所づくり等の取組についても、基本目標10において位置づけております。 「コミュニティースクール」につきましては、地域の方などから選出された委員が、合議制のもと学校運営に参画していくものです。委員につきましては、当該校に深い関わりがあり、当事者意識をもって参加できる方を委員として委嘱しております。また、学校運営協議会に携わりながら、資質向上を図り、人材を育成することも大切であると考えます。なお、委員の報酬につきましては予算化をしており、引き続き予算の確保をしてまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
【第4章 施策の展開 基本目標3 地域における子育て・子育てへの支援の推進 (1)地域子ども・子育て支援事業の推進 ⑬児童育成支援拠点事業】			
8	令和9年度を目途に拠点1か所の開設を目指しているようですが、具体的にはどのようなものを考えているのでしょうか。少しでも早い開設を望みます。	児童育成支援拠点事業は、食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態（ネグレクト等）にある学齢期以降の児童及び不登校の児童や学校生活になじめない児童等を通所させ、食事・入浴・学習支援・関係機関との連携調整等の支援を行う事業で、令和6年4月に制度化されたものです。本市としても早期に開設し事業の開始を目指していますが、実施に当たっては、事業者の選定、場所の選定、事業所の職員雇用等に一定の準備期間が必要となるため、令和9年度を目途としています。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第4章 施策の展開 基本目標3 地域における子育て・子育てへの支援の推進 (2)その他の地域子育て支援事業の充実】			
9	こども大綱にあるこども・若者の居場所づくりが抜けてしまっているように思います。 子育てについて負担感を軽減するため・・・だけではなく「地域において、こどもや若者が自由な意思で選択ができ、多様な遊びや体験活動を通して様々な人との交流ができ、活躍できる居場所づくりを進めます。」との文言も加えてはいかがでしょうか。 また、具体的な取組の中に、プレーパーク（冒険遊び場）づくりの推進の追加を提案します。 「自分の責任で自由に遊ぶ」をテーマとするプレーパークでの遊び・体験を通して、こどもたちが安心していられる居場所づくりが大切と考えます。	基本目標3では、子育てや保育に関するサービスの充実について展開しており、こども・若者の居場所づくりについては、基本目標10に位置づけており、ご提案の趣旨と同様の内容が記載されております。 なお、プレーパーク（冒険あそび場）については、ご指摘のとおりこどもの居場所のひとつとして大切な場所と捉えております。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第4章 施策の展開 基本目標4 学童期・思春期の保健対策の推進】			
10	栃木市のこども計画（案）では、「保健対策の推進」が中心となっており、学びの保障、学校以外で安心できる居場所や、自己表現の機会の充実について記載がないことが気になります。また、基本目標2では、幼児期における教育・保育の充実について触れられていますが、学童期・思春期のこどもたちにも同じように、学びや生活を支える取組があるとよいのではないのでしょうか。	基本目標3において、地域における学習の機会に関する施策として、小学生を対象とした取組を設定しております。 また、基本目標10において、こども・若者の居場所づくりとして、児童館や隣保館のほか、スポーツ、文化、芸術に触れることのできる場所や交流・コミュニケーションの場の確保などの支援体制の充実を位置づけております。 なお、こども・若者の居場所づくりや自己表現の機会の充実は、学童期・思春期のこどものみならず、すべてのライフステージにおいて重要であることから、こうした取組を引き続き推進してまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
11	未成年女子が生理や妊娠について気軽に相談できる産婦人科が必要だと感じており、未成年女子一人でも相談及び必要に応じて薬が受け取れる場が必要だと考えます。この取組は、東京都の「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」が参考になるかと思うので、確認を願います。	中学生・高校生等の思春期は、心身ともに大きく変化し、自分自身のからだやことに関する悩みや不安を抱えることが増えてくる時期でありますので、身近な場所で若者が気軽に立ち寄り、気軽に相談できる場所の事例として、今後の事業の参考にさせていただきます。	—

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
【第4章 施策の展開 基本目標5 特別な配慮を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな支援の推進 (1)障がい児への支援の推進】			
1 2	施策の方向性にも具体的な取組にも、インクルージョンの視点が見受けられません。「自立と社会参加」は、障がい児・障がい者を社会に適応させるのではなく、障がいがあっても居場所がある社会にしていけることが必要と考えます。多様な子どもたちが共に学び育つ環境が必要ですので、インクルーシブな教育システムを推進してください。	インクルージョンの視点については、本計画と連携を図っている「栃木市障がい福祉プラン」において、保育や学校における施策を示しております。本計画案では詳細な記述はございませんが、学校教育では、栃木市教育計画を基に、インクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育の充実に努めております。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第4章 施策の展開 基本目標5 特別な配慮を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな支援の推進 (2)外国にルーツを持つ幼児への支援の推進】			
1 3	支援の対象としてだけでなく、国際理解教育の宝、多様性を認める社会づくりへのパートナーと捉えて、参加を促す取組も意識して進めてほしいです。	外国にルーツを持つ幼児をはじめ、全ての子ども・若者は、ともに社会を形成する一員として捉え、各種事業への参加を促進します。	—
【第4章 施策の展開 基本目標5 特別な配慮を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな支援の推進 (3)こどもの貧困対策の推進】			
1 4-1	ここでは、こども食堂について書かれていません。この児童虐待等防止対策の充実のページで触れているのみです。 こども食堂運営補助事業は現在6か所ですが、市主導で研修なども行い、ボランティア市民のスキルアップと、市が支援を推進していることをもっと市民にわかりやすく伝えてほしいと思います。 併せて、こども食堂運営補助事業について、こども食堂を運営している団体は資金やボランティア不足で、内容の充実や、開催場所を増やすことは困難なため、支援体制の拡充を希望します。 また、「こども食堂は、ただの貧困対策ではなく、こども食堂がこどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもへの気づきや見守りができるよう、こども食堂の自主的な取組・活動を支援します。」という文言も加えることを望みます。	こども食堂については、「こどもの貧困対策」にも「児童虐待防止」のどちらにも関連する内容であります。 「指標欄」の「支援体制の維持」については、現状の6か所を維持するというのではなく、現状取り組んでいる「子ども食堂運営補助金」や、市民や団体からの寄附をいただいた際の調整等を継続するという趣旨であり、今後も市内でこども食堂が増えるよう支援してまいります。 また、ご意見のとおり、こども食堂は「貧困への支援の場」という要素だけでなく、学習や遊び等を通じた「体験・学びの場」、「一人で食事を摂る孤食の解消の場」や、こどもと大人たちが地域とつながる「コミュニティ形成の場」として3つの要素を持つとされています。	- こども食堂は、「こどもの貧困」と「児童虐待防止」のどちらにも該当するものの、ご意見を踏まえ「こどもの貧困」に関する取組に設定することといたしました。 - 居場所としての機能も持つことから、内容欄に「こどもの居場所づくりを支援」という文言を追加いたしました。
1 4-2	「フードドライブ」についても、家庭で食べきれない食品や消費期限の迫った災害備蓄食料を持ち寄っていただき、これらを必要とする団体に提供します。 また、「フードドライブについて周知・啓発を行います。」と追加を希望します。	市では、栃木市社会福祉協議会と連携し、個人及び企業から無償でご提供いただいた食品等を、生活に困窮し食糧支援を必要としている方やこども食堂等に対し、無償で配布するフードバンク事業を実施しております。 本計画には、こどもの貧困対策の推進に関する施策の方向性として、社会福祉協議会などと連携・協力して貧困対策の取組を推進しますとしており、フードドライブを含む様々なこどもの貧困対策を講じることとする趣旨の内容が既に記載されておりますので、引き続き、本事業の周知・啓発を行ってまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
【第4章 施策の展開 基本目標7 結婚を希望する若者への支援の推進】			
15	暮らしの中で子どもや赤ちゃんと出会う機会が減っており、「子どもをもつ、産み育てる」というイメージを抱く経験をする機会が減っています。 「思春期における、赤ちゃんや小さな子どもと出会う機会づくり」として赤ちゃんや小さな子どもと触れ合う企画を提案します。	思春期は11歳から18歳くらいまでとされています。児童館では18歳までの子どもが利用でき、こちらを利用することで自身より小さな子どもと触れ合う機会が創出されと考えますので、児童館事業の充実を図りつつ、子どもの児童館の利用を促進してまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第4章 施策の展開 基本目標8 子ども・若者たちの権利の尊重 (1) こどもの権利についての意識の啓発】			
16	WEBやSNSを活用するとのことですが、同時に、施策の実施に関わる行政、教育委員会の職員の方々、教員や保育士の皆様にも周知徹底のための研修を確実に行っていただきたいと思います。	子ども・若者の尊厳の尊重及び理解を深めるため、市職員に対して、こどもの権利の周知に努めます。	—
17	「子どもや若者の意見の発言できる場をつくります」について「高校生蔵部」をさらに広げ、若者の視点に立った「多様なこどもの居場所づくり」と、形式的な体験ではない、提案の実現・発言に対し回答が得られる意味ある「こども会議などへの参加」を提案します。また、こどもの権利の啓発にふさわしい機運醸成イベントとして、当団体が地域の皆様と取り組んでいる、子どもが市民になり、好きな仕事に就いてまちを運営する事を遊びとして体験する「どきどきキッズシティ ミニとちぎ」を提案します。単なる職業体験ではない「自治体験、まちづくり体験」であり、主権者教育としての意義を持ちます。	とちぎ高校生蔵部については、この団体の活動の周知に一層努め、存在を広く知ってもらうともに、多様な活動への支援を行ってまいります。 また、提案の実現・発言に対しての回答に関しては、基本目標8において、意見の反映をフィードバックし、発信することを本計画に加えることといたしました。 なお、ご提案いただいた啓発イベントについては、今後の新しい啓発の形として参考とさせていただきます。	いただきましたご意見に基づき、提案された実現・発言に対しての回答に関して、基本目標8において、意見の反映をフィードバックし、発信すること等を本計画に追記いたしました。
【第4章 施策の展開 基本目標8 子ども・若者たちの権利の尊重 (3) いじめ対策・不登校対応の充実】			
18	授業に出られない児童・生徒は『教育の機会』が失われています。 『不登校児への適切な対応、配慮、教育の機会』として、『不登校児でも安心して学校にいられる空間』の設置、『不登校児が学校に来られなくても授業を受けられる体制(リモート、授業の代替教材提出等)』の構築を計画に求めます。	市教育委員会といたしましては、各学校への巡回訪問を通じ児童生徒の悩みを把握し学校における支援体制の充実を図っております。 不登校となる要因は様々であり、ご意見である事項については計画へ示しておりませんが、児童生徒の個々の状況に応じた形で支援を進めてまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
19	具体的な取組の中に、学校教育課・教育委員会が推進している教職員と不登校支援団体との意見交換会、さらに保護者を交えた交流会を数年前より実施していただいております。他の市町村ではそのような取組はなく、この取組の支援体制を維持し拡充していくことを望みます。 また、多様な学びの機会や支援体制の充実として、不登校児童・生徒の多様な学びの場所としてフリースクール等がありますが、保護者にとって、費用が大きな負担になっています。運営する団体にとっても、支援・助成がなくては学びの機会の保障が難しい環境です。家庭を学習の場としての選択肢と考えているこども・保護者もいます。官民連携による、こどものための支援をお願いします。	「不登校を支援する民間団体等と本市教育委員会との情報交換会」をはじめ、「不登校を一緒に考える保護者の集い」や「不登校を支援する民間団体等を交えた教職員研修会」を実施する等、一人ひとりの実情に合った適切な支援が行えるよう、不登校を支援する民間団体等との連携に努めてまいりました。今後も、不登校を支援する民間団体等との連携を図りながら、よりよい不登校支援について考えてまいります。 フリースクール等を活用するには費用が必要な場合が多く、保護者に負担がかかっていることは承知しております。現在、県教育委員会では、フリースクール等に通う児童生徒の保護者を対象に、経済的負担の軽減を目的に、「不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業」を行っております。本事業につきましては、市内全小・中学校に周知を図っており、対象になる保護者がいた場合には、その保護者に対し、各校から情報提供しているところです。本市としましては、他の自治体におけるフリースクール等に通うための補助金制度について研究していくとともに、引き続き、県に対しては、不登校児童生徒を支援する補助金制度の拡充を要望してまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
20-1	すくすくシートは、校内で画一的な指導をするためのものと考えていますが、本来のすくすくシートの活用方法と市内小中学校の活用方法において乖離があるかどうか伺います。もし乖離がある場合は、その旨公表していただきたいと思います。	「すくすくシート」は、発達障がいを含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対して、一人ひとりのニーズを正確に把握し、個に応じた指導・支援目標や手立てを設定し、保護者や関係機関と連携しながら、一貫した適切な指導・支援を行うために作成し、保育園や小学校などにおいて活用しております。この「すくすくシート」は、本市独自で作成したシートではありますが、文部科学省が示している「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」と同様のものです。市内各校へは、毎年、すくすくシートの作成及び活用についてお願いしているところですが、引き続き、学校と保護者が連携を図りながら活用が図られるよう指導・助言をしてまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
20-2	オンライン授業については、教諭によって対応に差がないよう、また、タブレット端末を使つての課題提出及び試験を受けられるよう要望します。 さらに、不登校でも、学習意欲を持ち続け、学習の機会を損なわないよう配慮するとともに、中学校においてもタブレット端末によるオンライン授業等の実施を要望します。	市内各校において、オンライン授業等ができる環境は整備されております。一方、タブレット端末を活用した当該児童生徒に対する支援方法は、当該児童生徒の実情や各校における実情により様々であります。 お子様の学習機会が損なわれることのないよう、タブレットを活用した支援について、検討してまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
20-3	いじめなどの外的要因がなくとも、不登校になる子は一定数いると考えられるが、市においてその数は把握していますか。市においても、こどもの安全を考え、対策を願いたいところであり、特にナチュラルメイクは、身だしなみの面、公衆衛生の面から見ても、「不必要」という学校側の説明には無理があるかと考えますので、化粧をして小学校及び中学校に登校することを認めることによって得られる効果を計る実証実験を強く要望します。	ご指摘のように、不登校は、外的要因がなくとも、登校することが難しい児童生徒がいることは承知しております。そのため、各校においては、一人ひとりの状況に応じた支援を行っているところです。 お子様が、ナチュラルメイクを試みた結果、登校日数が増えたとのことで、その時の保護者様のお気持ちはいかばかりかと推察いたします。 しかしながら、上述しましたとおり、外的要因がなくとも登校することが難しい児童生徒がいる中で、お化粧をすることでなぜ行きたいと思うようになるのかという心理的な側面から、学校と保護者、必要に応じて関係諸機関と連携を図りながら、目標や方針を考え支援していくことが大切であると考えております。 ご提案いただいた、実証実験については一案として研究させていただきます。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
21	市教育委員会では、数年前より、親の会やフリースクールなど民間団体との連携により、保護者の集いや教員の研修などが行われており、県からも注目される取組をしていますが、本計画では触れられておりません。 不登校や行き渋りに悩む保護者が触れることができるよう、親の会やフリースクール、居場所などの情報提供と官民の連携を、さらに進めてください。実績のある有効な取組を、本計画にも位置づけ、拡充してください。 不登校児童生徒が平日に安心して過ごせる居場所の開設に、当団体も週1回取り組んでおります。このような多様な学びの機会づくりの推進・支援をお願いします。 併せて、こどもの学びの機会を保障のため、様々な居場所の運営、それを選ぶ不登校当事者家庭への経済的な助成も合わせて進めていただきたい。また、多様な学びの場所として、家庭も学習の場として選択肢の一つに出来ることを加えてください。 子どもの権利条約の理念と、ニューロダイバーシティ（発達障害、HSC、性的マイノリティ等）の理解に関して、教育・保育関係者、特に管理職の皆様へも定期的な研修を行ってください。	ご指摘のありました点につきましては、意見番号19及び20に通ずるご意見であると判断させていただきましたので、意見番号19及び20の回答をご確認ください。 不登校支援について具体的な取組は明示しておりませんが、意見番号19及び20にお示したような不登校の児童生徒の一人ひとりの実情に応じた適切な支援を行ってまいります。 また、フリースクール及び協力団体等の情報は状況に応じて提供をしておりますとともに、経済的支援につきましても、意見番号19に記載しましたのでご確認ください。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
【第4章 施策の展開 基本目標10 こども・子育てにやさしいまちづくり】			
22	日本のこども達の生活環境の中で、子どもの権利条約第31条における余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利の保障は急務と考えます。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、こどもたちはプレリーダーがいる安心の中、遊び、好奇心・冒険心を発揮し、そして“こどもの居場所”としてのハブとしての機能ももつのが、冒険遊び場（プレーパーク）です。 こども大綱では、「多様な遊びや体験活動・・・」を重要な位置づけとして提言しており、様々な体験が遊びを通して主体的に積み重ねることが出来る場として、こどもを育む地域の活動拠点となっています。そのため、更なる機能の促進のため、予算の増額、そして「冒険遊び場（プレーパーク）」の各地域への新規設置、及び既存の公園や児童館・保育園の園庭、小学校校庭などのプレーパーク化を提案します。	プレーパークに関するご意見に対する基本的な考え方につきましては、意見番号1及び9の回答をご確認いただきたいと思います。ご指摘のとおりプレーパークは子どもの権利条約第31条における余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利の保障に基づく、こどもの居場所のひとつになりうると考えられます。 なお、いただきましたご提案につきましては、今後の参考にさせていただきます。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第4章 施策の展開 基本目標10 こども・子育てにやさしいまちづくり (2) 安心して外出できる環境の整備】			
23	令和6年度に創設された「こども・子育て支援事業債」の活用を検討し、とありますが、ハード面の環境整備だとしても、こどもたちの意見を聴きそれを反映させた公園・公共施設であるべきだと思います。それが実現できない場合は、フィードバックしてこどもの意見は無駄ではないことを伝える必要があります。	公共の施設等の整備の際も、実際に利用するこどもたちの意見を可能な限り反映していきます。	—
【第4章 施策の展開 基本目標10 こども・子育てにやさしいまちづくり (3) こども・若者の居場所づくりの推進】			
24-1	具体的な取組の中に、若者の居場所づくりの推進の実施とありますが、どの事業を指しているのでしょうか。	定量的な目標値を設定した取組としては、とちぎ高校生蔵部の支援を指しています。とちぎ高校生蔵部は、令和7年度で設立12年目となり、現在、毎週水曜日の放課後に市役所の市民スペースで活動しています。高校生が自らの意思で入部し、集まった仲間同士が自由な発想で語り合い、地域の方々と連携・協力をしながら様々な活動を行っており、学校以外でのこども・若者の居場所として機能しております。 今後もこども・若者の居場所のひとつとして、とちぎ高校生蔵部の活動の周知に一層努め、存在を広く知ってもらうともに、多様な活動への支援を行ってまいります。 なお、定量的な目標値は設定しておりませんが、学校でもない家でもない、「第3の居場所」づくりの推進のため、公共施設などの既存の地域資源を活用しながら、勉強や読書ができ、リラックスできる空間のフリースペースを確保し、中高生や大学生、若者等幅広い年齢層の受入れ環境を整備することとしております。また、若者を対象とした教養、教養、趣味及び自己啓発に関する講座等の開催や憩い又は集会のための場所の提供を行うとともに、民間事業者との連携した、若者向けのイベントやプログラムの検討を進めます。	取組の明確化のため、事業・取組の名称を「若者の居場所づくり」から「とちぎ高校生蔵部の支援」とし、それに伴い内容及び指標を併せて修正いたしました。

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
24-2	現状と課題に対する認識に対して賛同します。市内での活動の把握に努め、官民連携し、情報提供の一元化、そして何より、こどもや若者に寄り添う人材の育成と確保がポイントだと思います。 この項目の中の文化・芸術に関しては、文化会館やその他施設や団体と連携し、市民も一緒に、こどもたちが、ゆっくり考え、自由に芸術文化に触れる機会や表現できる場所や人材を確保していく必要があると思います。 児童館がない地域では、公共施設の空き教室などを活用し、こどもの見守りだけでなく、人と人、遊びと芸術や文化などをむすぶコーディネーターとしての役割を担うスタッフが常駐することで、第3の居場所のような安心できる居場所となりえます。 中高生の居場所等については、単に場所を提供するだけでなく、余暇や文化的活動を楽しむ設備、そしてユースワーカーの配置とその人選が非常に大切だと思います。また、中高生としっかりと信頼関係を築ける人材を配置し、ユースワーカーが支援を必要とするこどもに出会った時に、迅速に適切な支援につなげることができるよう、関係機関との連携の体制整備も必須となります。 ユースセンターのように中高生に開かれた居場所は、学校にも家庭にも居場所がないこども・若者の拠り所となりますので、こども・若者向けの「ユースセンター設置」の推進を希望します。	こどもや若者に寄り添っていただける人材は貴重であると認識しておりますが、事業の成熟には長期的な時間を要することが考えられ、今後、こども・若者の居場所づくりを進めていく際の参考とさせていただきます。 また、第3の居場所づくりの必要性は認識しており、既に市民交流センター等の公共施設において、中高生が勉強や読書ができ、リラックスできる空間を確保しつつ、多様な世代と交流ができる場所を提供しておりますが、中高生のよりよい居場所づくりを推進するため、ご提案の内容は今後の参考とさせていただきますとともに、「ユースセンター設置」については、先進事例等を参考にしながら、研究させていただきます。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。
【第5章 施策の推進体制 1 計画推進におけるそれぞれの役割】			
25-1	図には学校の円の中に、「①こどもの成長に応じ、こどもが主体的に学び、育つことができるよう支援する。」「②地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育む教育を推進する。」とありますが、これらを具現化するための取組が見受けられません。	ここではそれぞれが役割を持ち、こども・子育てを連携して支えていくことを示しており、具体的な取組は第4章に設定しております。 ご指摘のありました「①こどもの成長に応じ、こどもが主体的に学び、育つことができるよう支援する。」に関する取組については、学校教育そのものになるかと考えます。本市では、第3期栃木市教育計画を策定し、計画に基づく教育を実践しておりますことを踏まえ、学校訪問等を行い、授業づくりや生徒指導等について指導・助言を行うとともに、各種研修会の実施により、教職員の資質向上を図ることで、こどもの学びや育ちの支援に結びつけています。②に関する取組については、『とちぎ未来アシストネット事業』を平成24年度から開始し、令和7年度で14年目を迎えます。このとちぎ未来アシストネット事業は、学校・家庭及び地域住民の連携・協力により、地域ぐるみで子育てを行うために、市内の全小中学校において取り組んでおり、地域住民や保護者が持っている知識・技能や生涯学習の成果を生かした学校支援活動が実施されています。現在、各小中学校では、このシステムが機能し、学校支援ボランティア活動が活発に行われています。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただきます。本計画については案のとおりとさせていただきます。

意見番号	意見	市の考え方	計画への反映
25-2	学校が子どもにとって主体的に学び育つ場となり、地域と連携を深めて多様な体験を通じて「生きる力」を育める場となるために、以下の提案をします。 ①学ぶ喜びの尊重 ②子ども自身が学びたい事や課題を設定する授業の後押し ③各学校での「舞台芸術鑑賞会」の充実	ご提案いただきました「①学ぶ喜びの尊重」及び「②子ども自身が学びたいことや課題を設定する授業の後押し」についてですが、本市においては、「できた」「わかった」を子どもたちが実感できる授業を展開するとともに、「とちぎ未来アシストネット」を活用し、地域と連携した学習指導の充実に努めておりますので、引き続き、「生きる力」を育むために、子どもたちの学びが充実するよう助言してまいります。 「③各学校での「舞台芸術鑑賞会」の充実」についてですが、本市出身、在住あるいは活動中のアーティストがデータベース化する「アーティスト・アーカイブス」に登録され、その活動内容を市内小中学校に紹介し、「アウトリーチ」として、各学校に定期的に派遣されることにより、児童・生徒が文化芸術に気軽に触れることのできる機会が設けられています。また、トランペットやヴァイオリン、ピアノ、和太鼓などの生演奏を鑑賞だけでなく、アーティストの演奏に合わせて児童・生徒が合唱や楽器の演奏体験も行っており、これからもより芸術が身近に感じられるような機会の創出を推進してまいります。	いただきましたご意見は今後の参考にさせていただき、本計画については案のとおりとさせていただきます。
【計画の概要版及び子ども向けの概要版の作成】			
26	本計画の概要版の作成はしないのですか。また、子ども向け（概要版）もあったらよいと思います。	計画の策定に合わせて、「概要版」及び子ども向けの「やさしい版」を作成いたします。	—